七十七	特許法施行規則第二十六条第五項（実用新案法施行規則第二十三条第二項、意匠法施行規則第十九条第三項及び商標法施行規則第二十二条第二項において準用する場合を含む。）の規定による信託による特許を受ける権利についての変更の届出（別表第一の二の十三の項に掲げる手続に係るものを除く。）
七十八	特許法施行規則第二十七条の二第二項の規定による微生物の寄託についての受託番号の変更の届出
七十九	特許法施行規則第二十七条の五第九項（実用新案法施行規則第二十三条第二項において準用する場合を含む。）又は第三十八条の十三の二第一項（実用新案法施行規則第二十三条第四項において準用する場合を含む。）若しくは第三項（実用新案法施行規則第二十三条第六項において準用する場合を含む。）に規定する物件提出書の提出（特許法施行規則第二十七条の五第十六項（実用新案法施行規則第二十三条第二項において準用する場合を含む。）又は第三十八条の十三の二第十五項（実用新案法施行規則第二十三条第四項及び第六項において準用する場合を含む。）の規定により提出するものに限る。）
八十	特許法施行規則第二十七条の十第四項に規定する先の特許出願の認証謄本等及びその日本語による翻訳文の提出
八十一	特許法施行規則第二十七条の十一第四項の規定による意見書の提出
八十二	特許法施行規則第二十七条の十一第七項の規定による優先権主張基礎出願の写し及びその日本語による翻訳文の提出
八十三	特許法施行規則第三十八条の二の二第三項若しくは第三十八条の二の三第一項（これらの規定を実用新案法施行規則第二十三条第四項において準用する場合を含む。）又は特許法施行規則第三十八条の十四の二第二項（実用新案法施行規則第二十三条第八項において準用する場合を含む。）の規定による意見書の提出
八十四	特許法施行規則第三十八条の二の二第五項（実用新案法施行規則第二十三条第四項において準用する場合を含む。）の規定による請求
八十五	特許法施行規則第四十二条第一項又は第二項（これらの規定を実用新案法施行規則第二十三条第十一項及び意匠法施行規則第十九条第七項において準用する場合を含む。）の規定による裁定請求書の提出
八十六	特許法施行規則第四十三条（実用新案法施行規則第二十三条第十一項及び意匠法施行規則第十九条第七項において準用する場合を含む。）の規定による裁定取消請求書の提出
八十七	特許法施行規則第四十四条（実用新案法施行規則第二十三条第十一項及び意匠法施行規則第十九条第七項において準用する場合を含む。）に規定する答弁書の提出